

外国人に対する雇用対策について

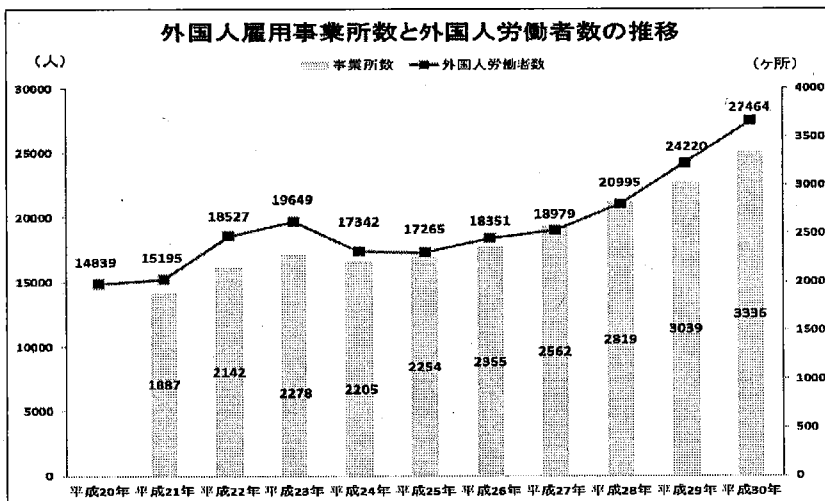
1 現状

(1) 外国人労働者の雇用状況等

県内の外国人住民数は、47,671人（前年比9.7%増）となっており、県内総人口に占める外国人住民の割合は2.6%（前年比0.24ポイント増）と全国第4位の高さとなっています（平成30年1月1日時点：総務省調査）。

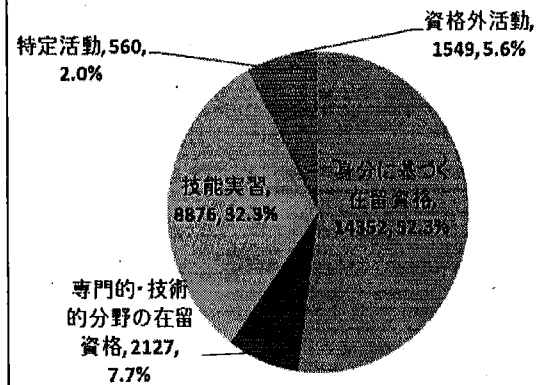
また、本県における外国人労働者の雇用状況について、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき届出のあった事業所は3,336か所（前年比297か所増）、外国人労働者数は、27,464人（前年比3,244人増）で、ともに平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新しています（平成30年10月末時点：三重労働局調査）。**資料1-1参照**

県内の外国人留学生も、1,458人（前年比250人増）と増加傾向にあります（平成30年5月1日時点：独立行政法人日本学生支援機構）。



※平成20年においては、事業所数は集計していない。各年10月末現在の状況。

在留資格別外国人労働者の割合



※「身分に基づく在留資格」には、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者が該当

(2) 県の取組

①労働相談窓口の設置

県内で就労する外国人労働者の労働相談に対応するため、「三重県労働相談室」において、三者間通話機能を活用した相談体制を整備し、ポルトガル語・スペイン語による電話相談に対応しています。

②職業訓練の実施

津高等技術学校において、主に外国人の方を対象とした訓練コースとして「金属成形科」を平成21年から設置しており、日本語能力に配慮した職業訓練を実施しています。

③技能検定試験の円滑な実施

県では、労働者の技能と地位の向上を図り、産業の発展に寄与するために、外国人技能実習生も対象とする技能検定試験を実施しており、試験の実施運営を行う三重県職業能力開発協会に対して、職業能力開発促進法に基づき、試験の実施等に必要な経費を補助しています。**資料1-2参照**

平成 29 年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、外国人技能実習制度における実習期間が 2 年間延長となったこともあり、平成 30 年度は、外国人の技能検定試験 3 級の受検申請者が 883 人となり、前年度より大きく増加しています。**資料 1-3、資料 1-4 参照**

④大量離職への対応

昨年度、シャープ(株)亀山工場において、有期雇用の外国人労働者の大量離職事案が発生したことを受け、県としては、庁内の関係部局 8 課による対策チームを設置し、情報共有を行うとともに、離職者の状況を踏まえ、国と連携し、就労支援と生活支援の両面からの支援策を講じました。**資料 1-5 参照**

現在においても、合同出張相談会に来場された方を支援の対象者として、各支援機関が一人ひとりの相談内容に応じてフォローアップを実施しています。

2 課題

(1) 適正な労働環境等の確保

○ 外国人労働者の中には、日本語能力に加え、日本の労働関係法令や仕事上のルールに関する知識等が十分でないなかで、外国人に対する受入れ環境の整備や労働条件、雇用管理が十分整っていない事業所が一定存在すると見込まれます。

このため、事業所に対する労働関係法令等の遵守に関する周知・啓発を行うとともに、労働者が安心して働き続けることができる環境づくりを整備することが必要です。

○ 外国人の採用や雇用継続にあたって、事業所が抱えるニーズや課題を把握し、今後の県の施策展開に活用していく必要があります。

(2) 外国人の就職等の支援

○ 求職中の外国人労働者が円滑に就職できるためには、一定の技能を習得する機会を設けることが必要です。

○ 平成 30 年 12 月に改正入管法が成立し、本年 4 月から新たな在留資格「特定技能」が創設されました。技能実習 3 年目終了時に技能検定試験 3 級を受験し、技能実習 2 号を良好に終了した外国人は、技能検定に対応する職種については無試験で「特定技能 1 号」に移行できるとされたことから、今後、技能検定 3 級を受検する外国人技能実習生の一層の増加が見込まれるため、技能検定試験を円滑に実施できる体制の整備が必要です。

○ 外国人労働者は、短期の有期雇用である場合が多く、企業側の生産調整により、大量の離職が生じた場合には、関係機関と連携して支援策を講ずるとともに、「三重県労働相談室」で相談対応を行う必要があります。そのため、日頃から「三重県労働相談室」を知っていただくよう、周知が必要です。

○ 全国のデータでは、留学生の約 7 割が日本での就職を希望している一方、実際に就職した留学生は 3 割程度にとどまっています。本県では、高等教育機関を卒業した留学生の県内就職率は 2 割程度となっています(平成 29 年度 22.4%)。留学生のインターンシップ(就労体験)において参加率が日本人学生の半分程度にとどまっているという傾向もあり、事業者とのマッチングの機会が不足している可能性があります。

3 令和元年度の取組方向

(1) 適正な労働環境等の確保

- これまで取り組んできた労働相談室における多言語対応に加え、県内企業における外国人労働者の円滑な受入れに向けた環境整備を行うため、労働関係法令の遵守に向けた周知や採用・活用ノウハウ等を提供するセミナー、個別相談会を実施します。
- 三重労働局との新たな協働取組として「外国人雇用問題啓発月間（6月）」にあわせて、経済団体への協力要請や事業所訪問、事業所向けセミナーを開催し、適正な労働環境の確保に向けた周知・啓発を行います。**資料1-6参照**
- 県内企業が抱える外国人材の採用に関するニーズや課題等を把握するため、実態調査や企業訪問等を実施し、今後の施策展開に活用していきます。

(2) 外国人の就職等の支援

- 優秀な外国人材を県内企業への就職につなげるため、引き続き、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、技能実習生を対象にした技能検定試験が円滑に行われるよう、試験を実施する三重県職業能力開発協会を支援します。
- 外国人労働者が大量離職にあった場合には、庁内対策チームが中心となって、国等と連携して就職・生活の両面から必要な支援策を講じるとともに、「三重県労働相談室」に相談された方が必要な支援機関につながるよう、関係機関と連携して対応にあたります。
- 留学生をはじめとする外国人を対象に、インターンシップや職場見学を行い、県内企業への就職を支援します。

外国人労働者支援等に係る各機関の役割について

資料1 (参考資料)

作成：雇用経済部

☆おおよその役割分担として、国は出入国管理、職業紹介、企業等への指導等を担当し、県は市町等と連携し、生活支援や地域の就業環境づくりを中心とした、多文化共生社会の推進を担当しています。市町や企業等を含めた、各機関における対象者ごとの役割は、概ね以下のとおりです。

支援機関	国				県					市町	企業等
	法務省 (出入国在留管理 庁)	厚労省	外国人技能実習機構	生活支援		就労支援					
				ダイバーシティ 社会推進課	三重県 国際交流財団	関係課	雇用対策課	三重県職業 能力開発協会	関係課		
対象者		労働局 ハローワーク									
技能 検定		・実施計画の策定 ・合否基準の決定		・受験手続き支援				・手数料の設定 ・実施公示 ・試験実施体制の整備 ・合否の決定	・受験申請の 受付 ・試験の実施 ・合否の判定		【監理団体】 ・受験申請
技能 実習	・監理団体の許可、改善命令、許可取消等 ・実習実施者への改善命令、実習認定の取消		・企業への雇用管理指導 ・外国人雇用状況届出	・技能実習計画の認定 ・実習実施者等への 実地検査 ・実習生への相談支援	・多文化共生指針の策定 ・通訳者などの専門的人材の育成 ・ワンストップ窓口の設置・運営 ・NPO等との連携	・多文化共生教育の推進 ・翻訳、通訳 ・相談支援、国際交流 ・自治体・NPO等との連携	・市町等と連携した各種生活支援の実施	・労働相談窓口の設置・運営		【実習実施者】 ・技能実習計画の認定申請 ・実習指導、生活指導 【監理団体】 ・実習実施者の監査 ・実習実施者への 訪問指導	・採用・雇用管理・労働関係法令の遵守
特定技能	・受入機関の指導・助言等 ・登録支援機関の登録等		・職業相談／職業紹介の実施					・職業訓練の実施 ・円滑な就労・雇用継続に向けた環境づくり		【受入機関】 ・支援計画策定 ・在留管理庁への 各種届出 ・労働者への支援 【登録支援機関】 ・受入機関への支援	
定住者/ 永住者等			・雇用等に係る制度の周知・啓発						・関係分野における人材の確保・育成		
留学生								・インターンシップ等 の実施 ・マッチング支援			・インターンシップ等受入 ・支援計画の策定

外国人雇用の現状について

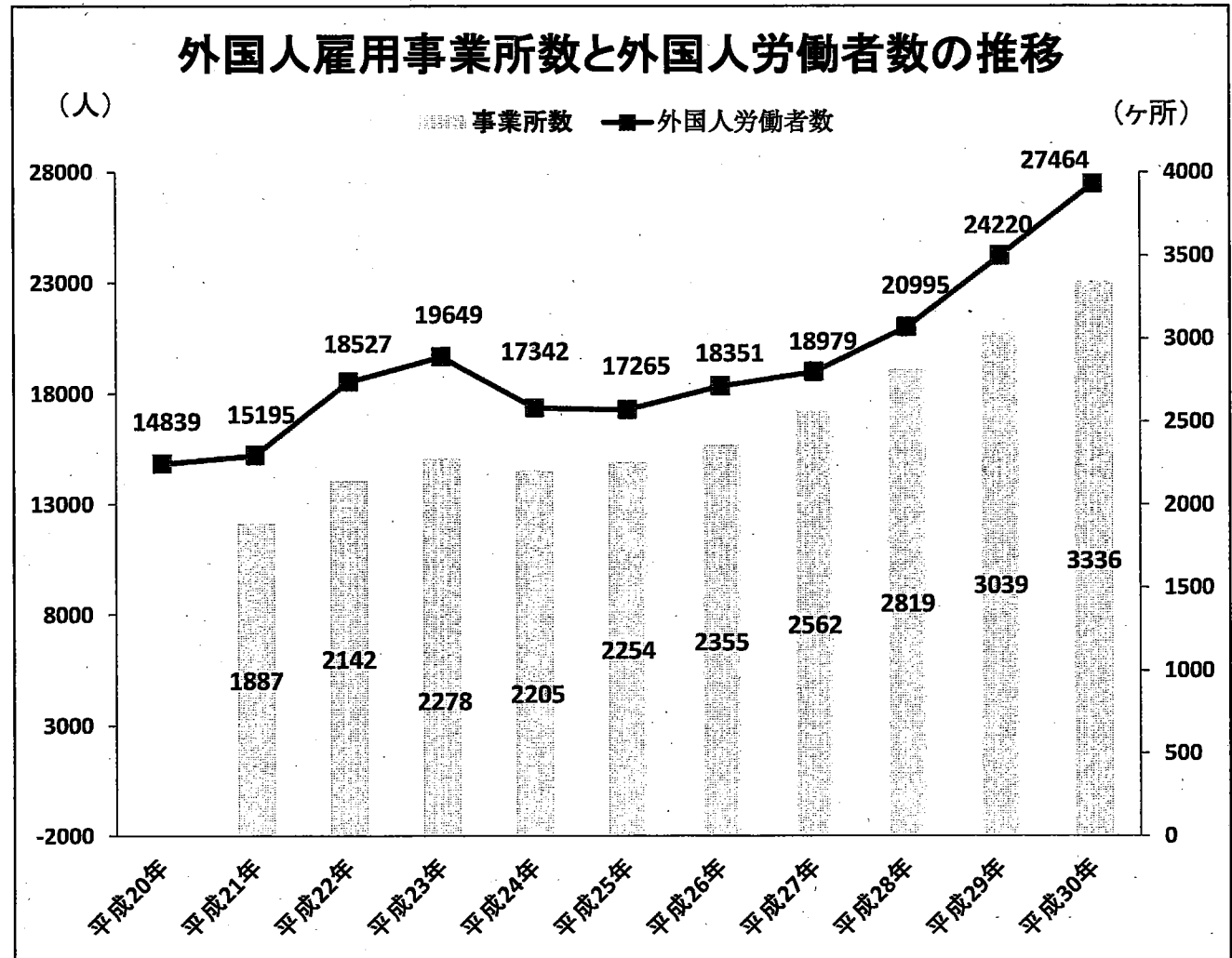
令和元年 5月31日



厚生労働省三重労働局職業対策課

県内の外国人労働者数と雇用事業所数

- 1) 外国人労働者を雇用しているとして届出のあった事業所は3,336ヶ所【全国16位】
- 2) 外国人労働者数は27,464人(昨年比3,244人増加)【全国14位】
- (参考:平成29年調査では3,039ヶ所、24,220人)



(毎年10月末日現在)

三重県で就労する外国人の 카테고리(総数 27,464人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 2,127人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 14,352人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 8,876人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 560人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 1,549人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

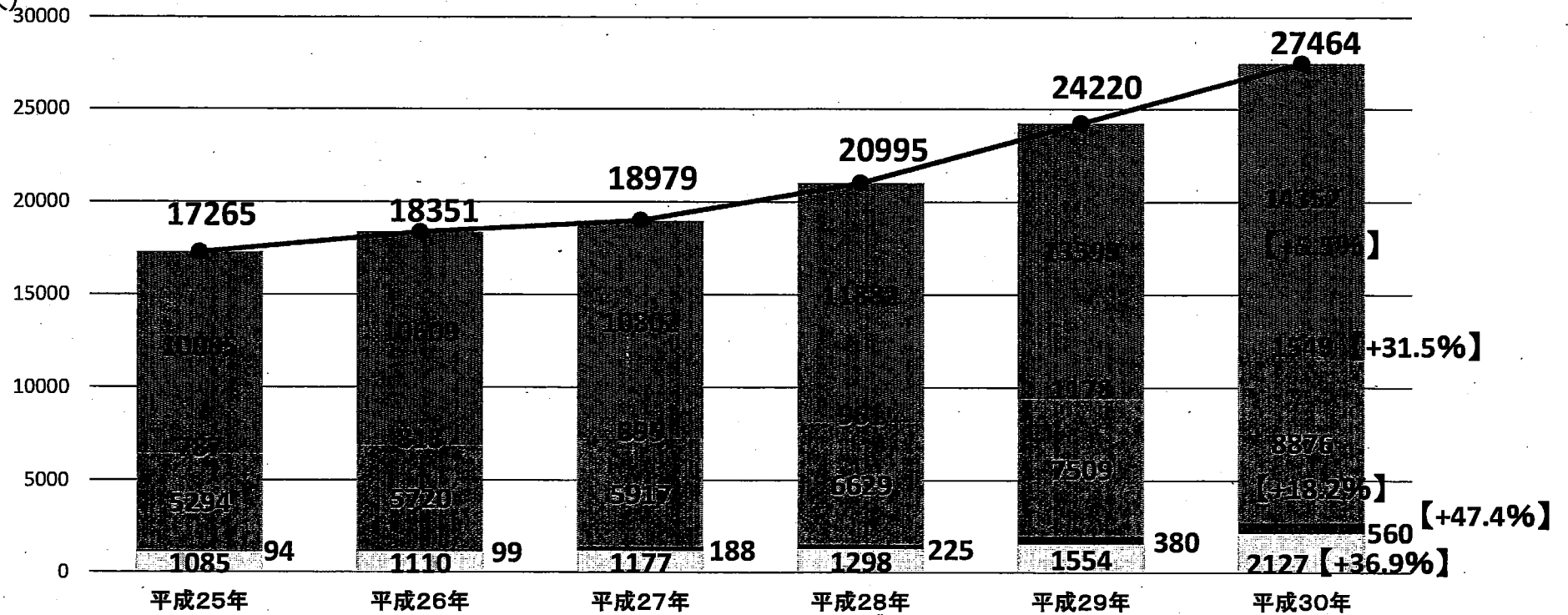
「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 三重県で就労している外国人は、平成30年10月末時点で過去最高の27,464人。
- 在留資格別にみると、「特定活動」（47.4%）、「専門的・技術的分野の在留資格」（36.9%）、「資格外活動」（31.5%）、の伸び率大きい。

(単位：人)



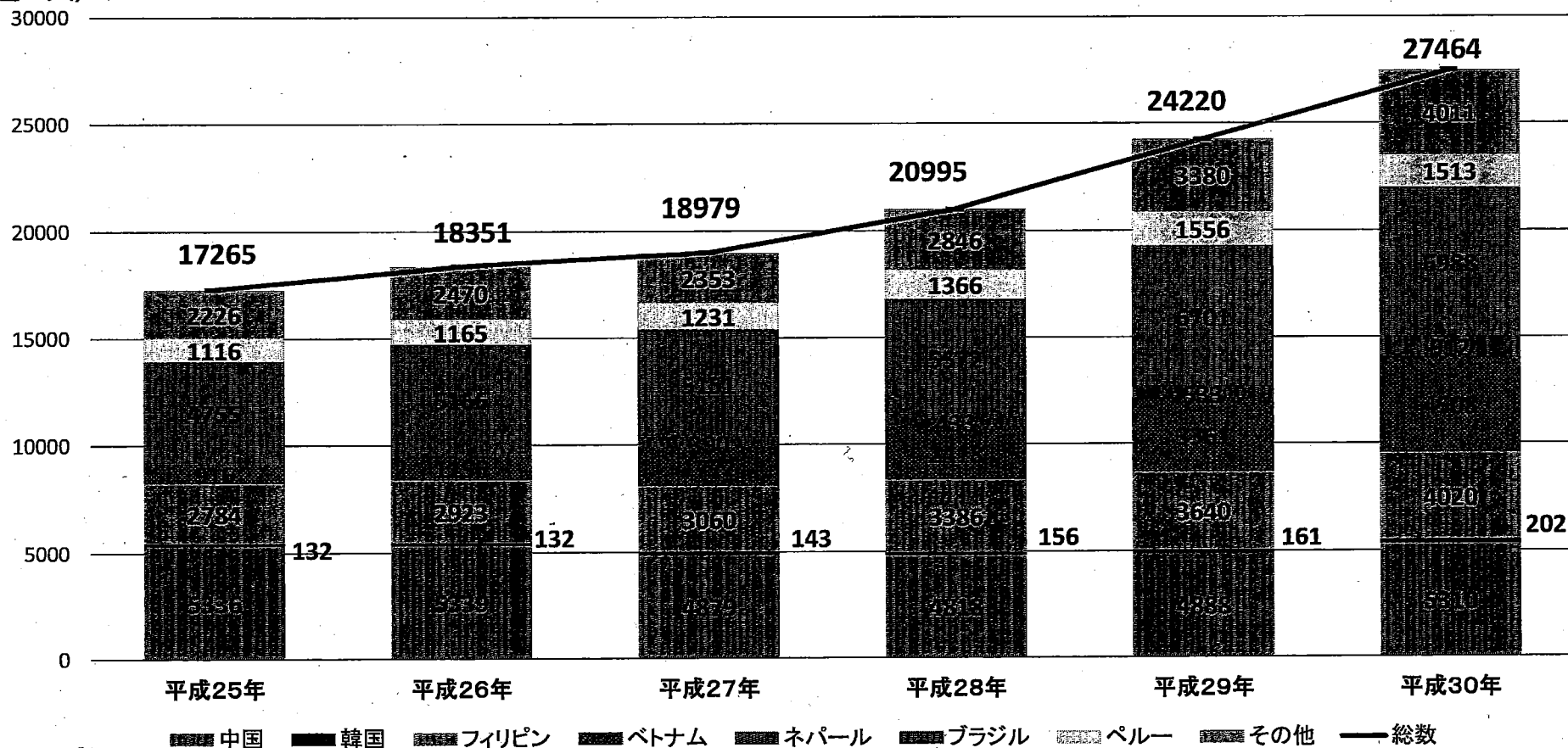
専門的・技術的分野の在留資格
 特定活動
 技能実習
 資格外活動
 身分に基づく在留資格
 外国人労働者数の総数

注1：【】は、前年同期比を示している。
 注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。
 注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
 注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。
 注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則、週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別に直近の状況を見ると、ブラジルが最も多く6,988人で、外国人労働者全体の25.4%を占めている。次いで、中国が5,310人（同19.3%）、フィリピンが4,020人（同14.6%）、ベトナムが4,508人（同16.4%）の順となっている。
- 対前年比で見るとベトナム34.1%増、ネパール71.1%増、などの国籍で大幅に増加している。

(単位：人)

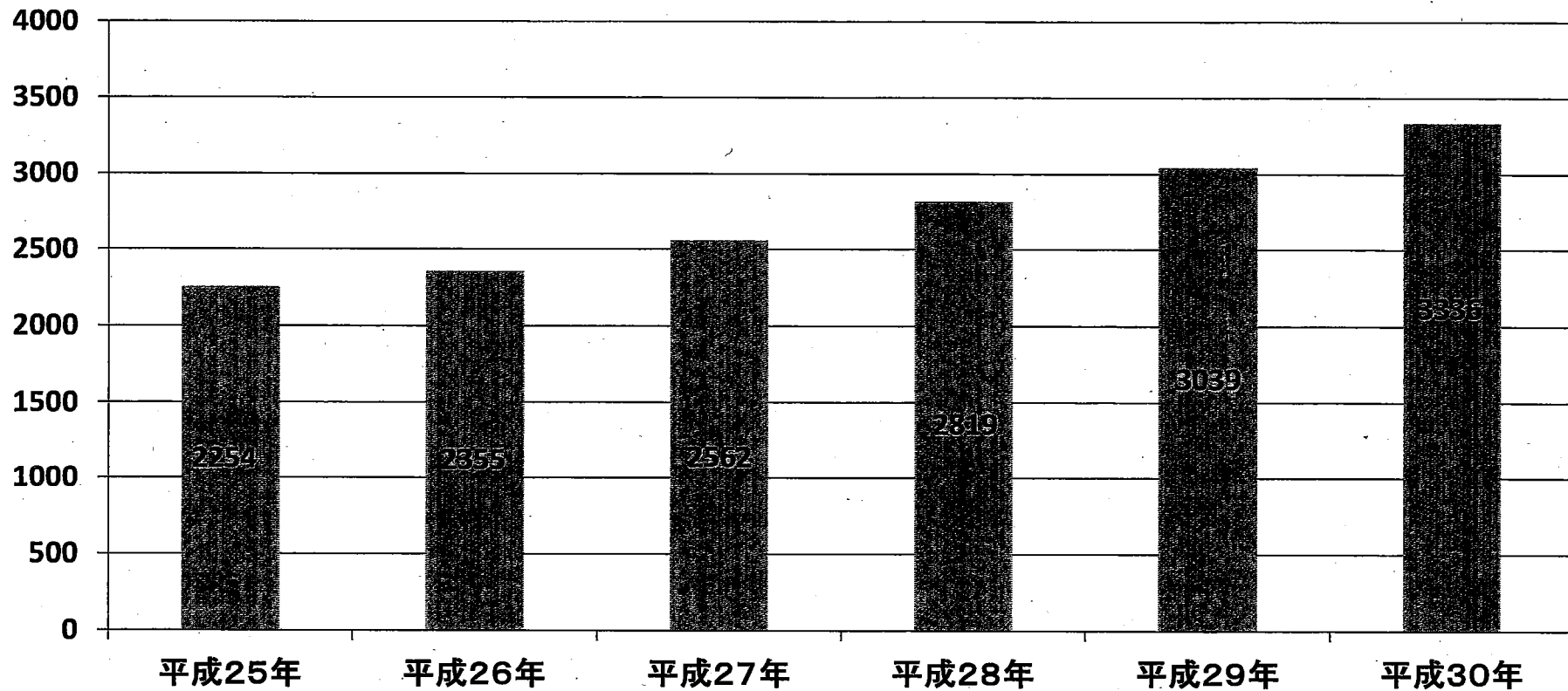


外国人雇用事業所数の推移

- 外国人を雇用する事業所数は平成30年10月末時点で過去最高の3,336か所。
- 平成27年度以降は、毎年約200事業所ペースで増加。

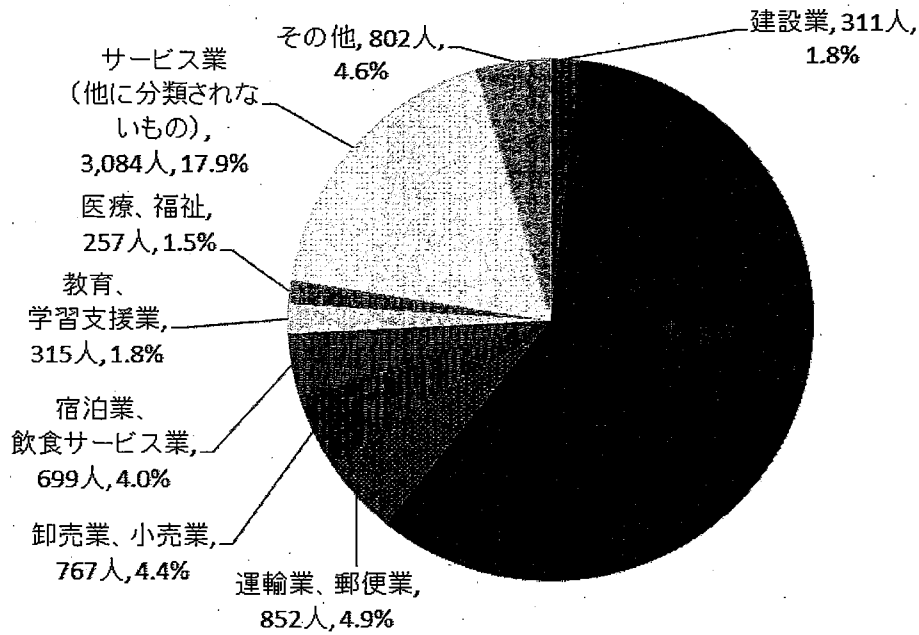
(単位：事業所)

外国人雇用事業所数の推移

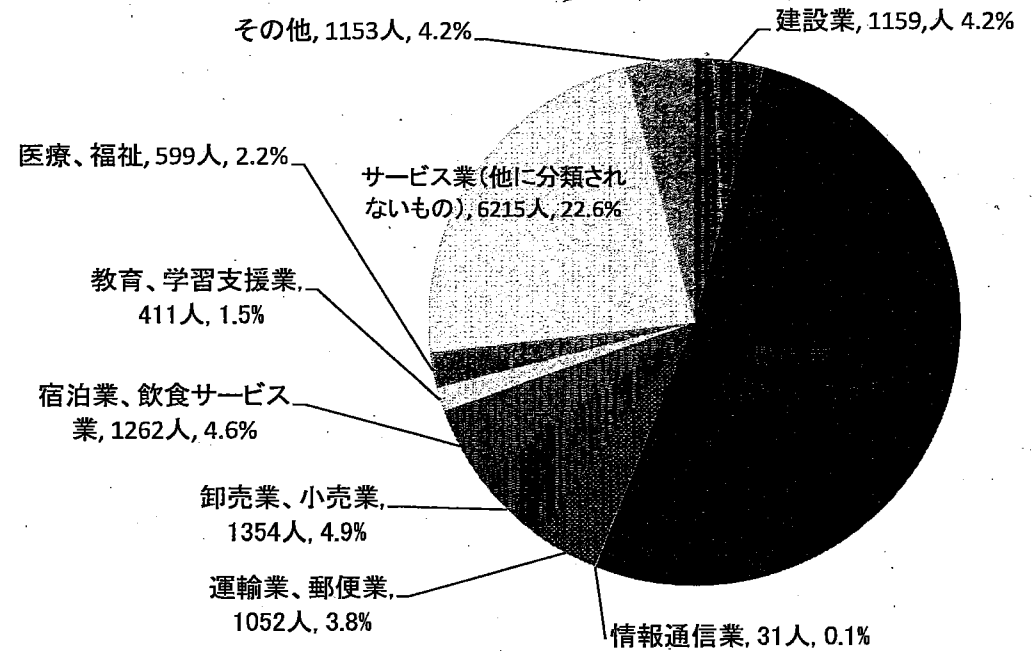


産業別外国人労働者の割合

平成25年度



平成30年度

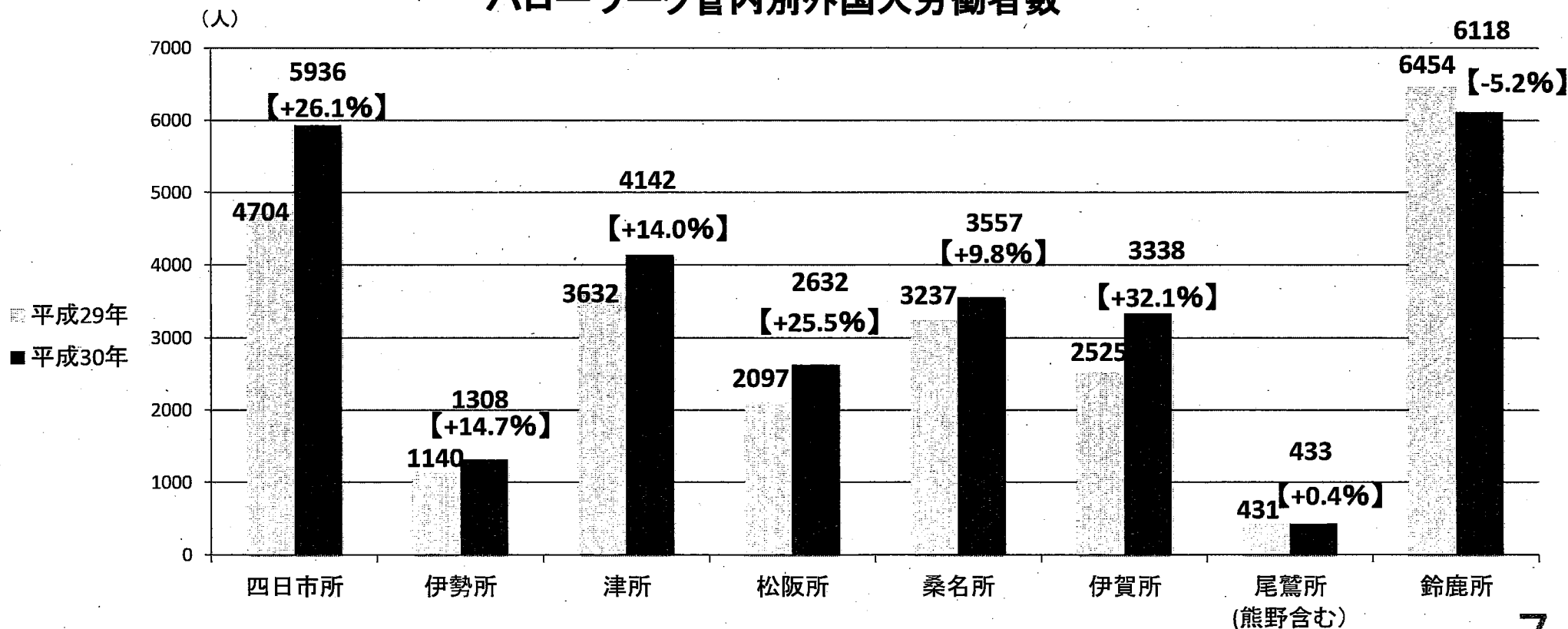


ハローワーク管内別外国人労働者数

- ハローワーク管内別の外国人労働者数は、平成30年10月末時点で、鈴鹿所が最も多く6,118人、四日市所が5,936人、津所が4,142人、桑名所が3,557人。
- 平成25年度と平成30年度を比較すると、伊賀所（32.1%）、四日市所（26.1%）、松阪所（25.5%）の伸び率が大きい。

(単位：人)

ハローワーク管内別外国人労働者数



主要な国別、安定所別、外国人労働者数

平成30年10月末現在
 ()内は対前年増減比
 単位:人、%

	計	中国	韓国	フィリピン	ブラジル	ペルー	ベトナム	ネパール	その他
四日市	5,936 (26.2)	942 (18.0)	59 (34.0)	536 (16.8)	1,932 (18.6)	412 (22.2)	900 (44.7)	331 (108.2)	824 (25.6)
伊勢	1,308 14.7	625 (5.8)	9 (▲18.2)	89 (29.0)	50 (4.2)	3 (50.0)	224 (45.5)	24 (9.1)	284 (16.9)
津	4,142 (14.0)	822 (3.8)	42 (121.1)	825 (10.0)	720 (8.8)	82 (32.3)	852 (28.7)	80 (29.0)	719 (15.4)
松阪	2,632 (25.5)	657 (16.7)	5 (66.7)	1,089 (21.8)	179 (44.4)	40 (100.0)	331 (32.4)	31 (55.0)	300 (34.5)
桑名	3,557 (9.9)	653 (2.4)	27 (12.5)	364 (▲0.8)	690 (5.3)	291 (7.8)	1,012 (21.6)	72 (111.8)	448 (7.4)
伊賀	3,338 (32.2)	563 (18.8)	14 (16.7)	416 (25.7)	1,224 (33.8)	211 (12.2)	429 (55.4)	43 (95.5)	438 (42.7)
尾鷲	433 (0.5)	186 (▲11.8)	2 (▲33.3)	73 (▲5.2)	0 (▲100)	0 (▲100)	67 (11.7)	0	105 (36.4)
鈴鹿	6,118 (▲5.2)	862 (5.0)	44 (▲2.2)	628 (▲9.4)	2,193 (▲17.8)	474 (▲29.8)	693 (37.2)	331 (54.7)	893 (7.1)
計	27,464 (13.4)	5,310 (8.6)	202 (25.5)	4,020 (10.4)	6,988 (4.3)	1,513 (▲2.8)	4,508 (34.1)	912 (71.1)	4,011 (18.7)

三重県職業能力開発協会への補助金について

令和元年 6 月 25 日
雇用経済部雇用対策課

○対応状況

県では外国人実習生の受検者増に対応するため、平成 30 年度に次の取組を行いました。

- ・ 県職員による技能検定事務の応援 (H30. 6～H31. 2)
- ・ 概算払いによる早期の補助金支出 (H30. 6 月)
- ・ 協会事務所スペースの増設 (H31. 1 月)
- ・ 12 月補正予算による協会体制の充実 (人員 10 名→14 名、公用車 3 台→6 台)

さらに、令和元年度当初予算ではさらなる協会の体制強化 (人員 14→18 名、公用車 6 台→8 台) を図ることとしています。

<平成 30 年度当初予算額> 28,600 千円 (県 14,300 千円、国 14,300 千円)

<平成 30 年度 12 月補正額> 7,082 千円 (県 700 千円、国 6,382 千円)

- ・ 技能検定相談員 (試験監督) 4 名増
- ・ 公用車 3 台増 等

<平成 30 年度補正後予算額> 35,682 千円 (県 15,000 千円、国 20,682 千円)

<令和元年度当初予算額> 33,325 千円 (県 16,663 千円、国 16,662 千円)

- ・ 協会職員 (正規職員) H30 補正後から 1 名増
- ・ 技能検定相談員 H30 補正後から 3 名増 (H30. 4. 1 時点より 7 名増)
- ・ 公用車 H30 補正後から 2 台増 (H30. 4. 1 時点より 5 台増) 等

※協会への補助金は、国 1/2、県 1/2 の負担割合で、国は補助基準 (上限) の範囲内で県と同額まで負担します。

<参考>

【技能向上対策費補助金 (三重県職業能力開発協会への補助) の推移】 (千円)

	補助金額 () 内は県費
平成 28 年度	28,600 (14,300)
平成 29 年度	29,630 (14,815)
平成 30 年度 (当初)	28,600 (14,300)
〃 (12 月補正)	35,682 (15,000)
令和元年度 (当初)	33,325 (16,663)



資料1-3



外国人技能実習制度について

法務省 出入国在留管理庁
厚生労働省 人材開発統括官

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4~5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

見直し後 (法務省・厚生労働省共管)

- ① 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ② 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ③ 技能実習生の保護体制が不十分
- ④ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分
- ⑤ 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出機関の存在

- ① 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ② 新たに外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ③ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ④ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。
- ⑤ 技能実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出機関の排除を目指す。

(注) 枠内下線部分は法律で規定

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 → 3年間 ⇒ 5年間(一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増(最大5%まで ⇒ 最大10%まで等)
- ③ 対象職種 of 拡大 → 地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

技能実習制度の仕組み

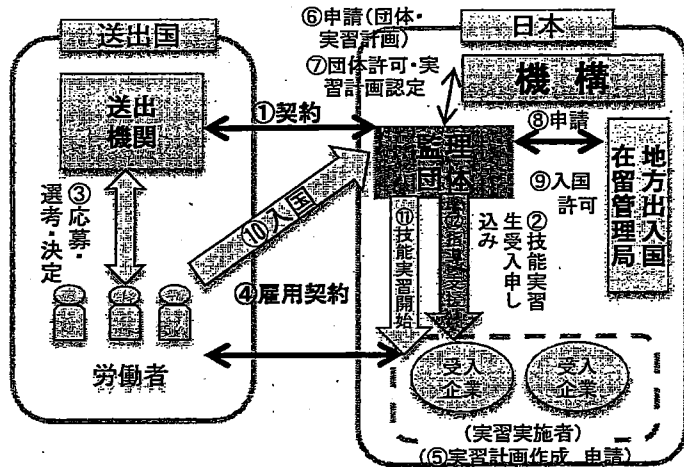
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。
※平成30年末時点

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

【団体監理型】

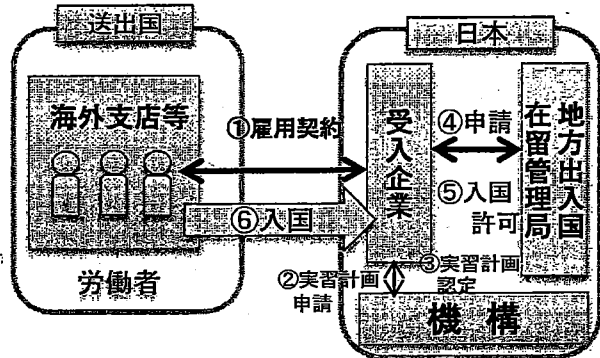
非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

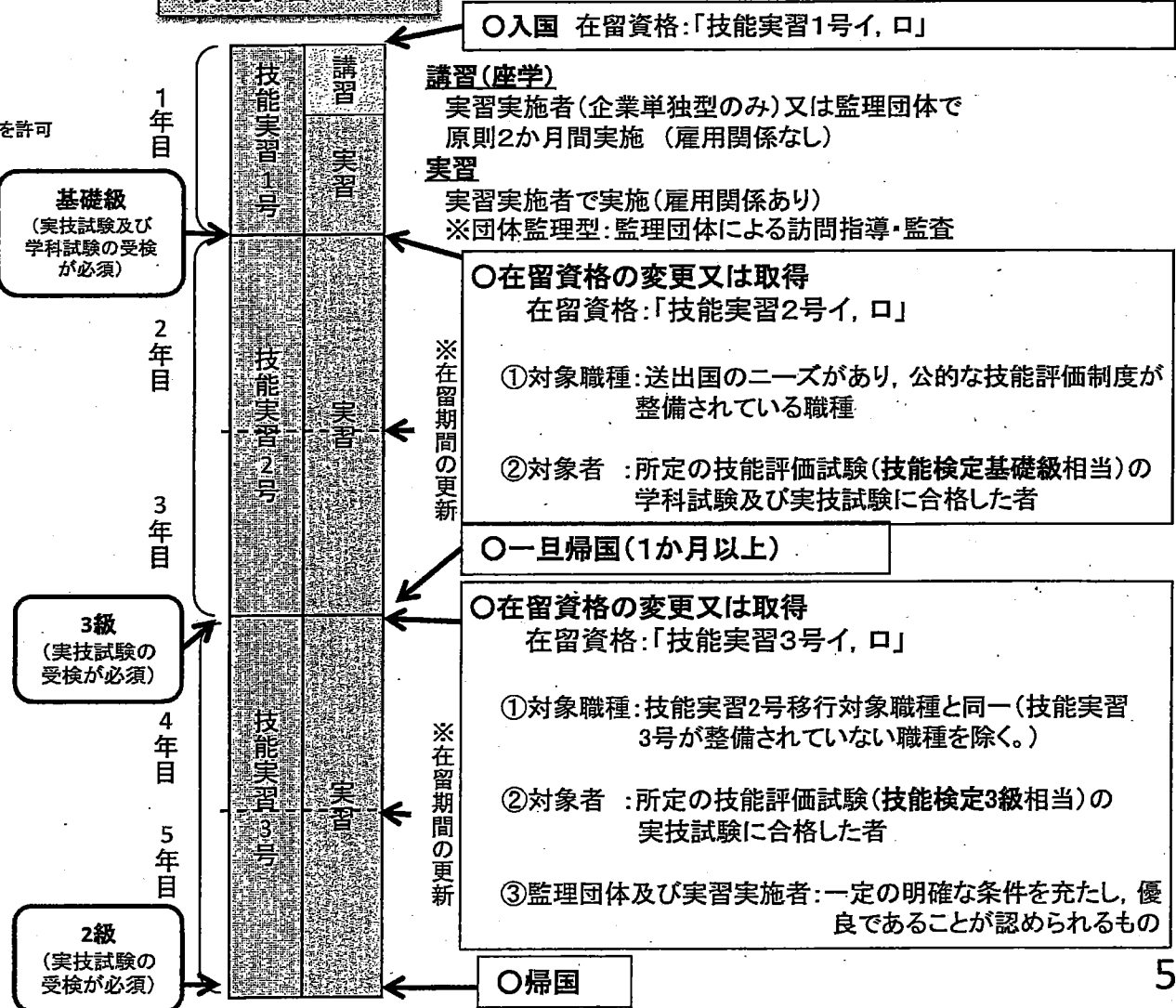


【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ、ロ」

講習(座学)実習
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)
実習
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習2号イ、ロ」

※在留期間の更新

①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種
②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習3号イ、ロ」

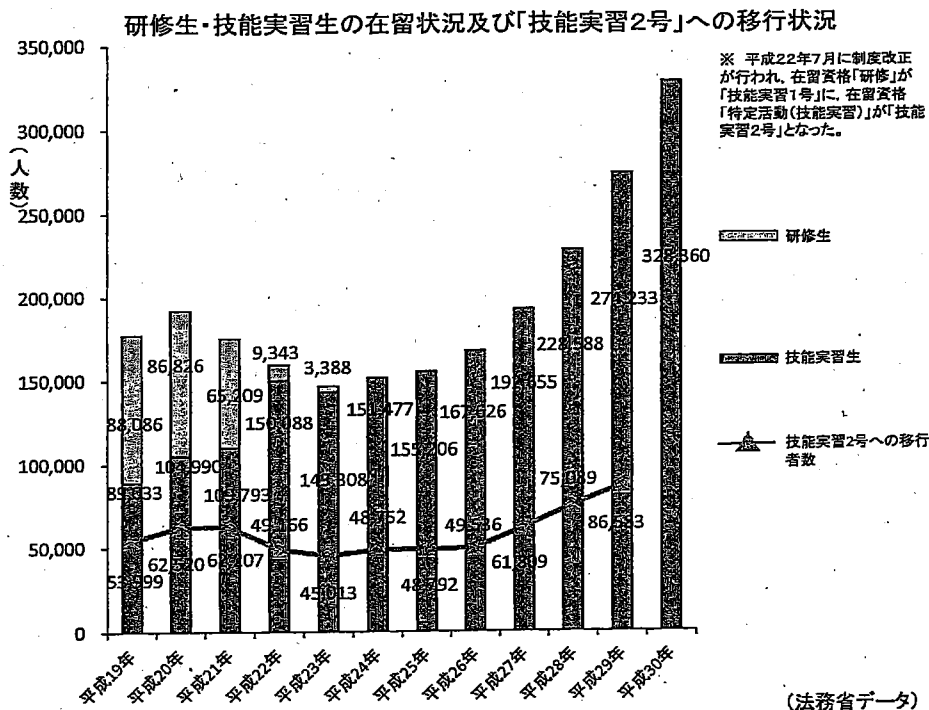
※在留期間の更新

①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)
②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者
③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を満たし、優良であることが認められるもの

○帰国

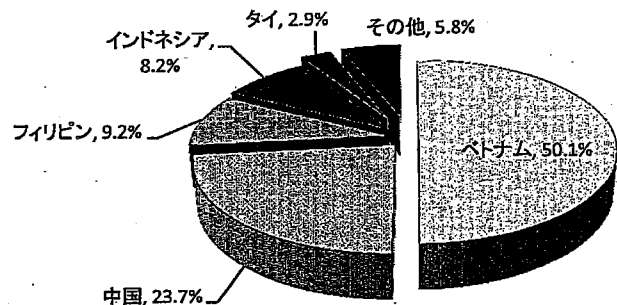
技能実習制度の現状

1 平成30年末の技能実習生の数は、328,360人

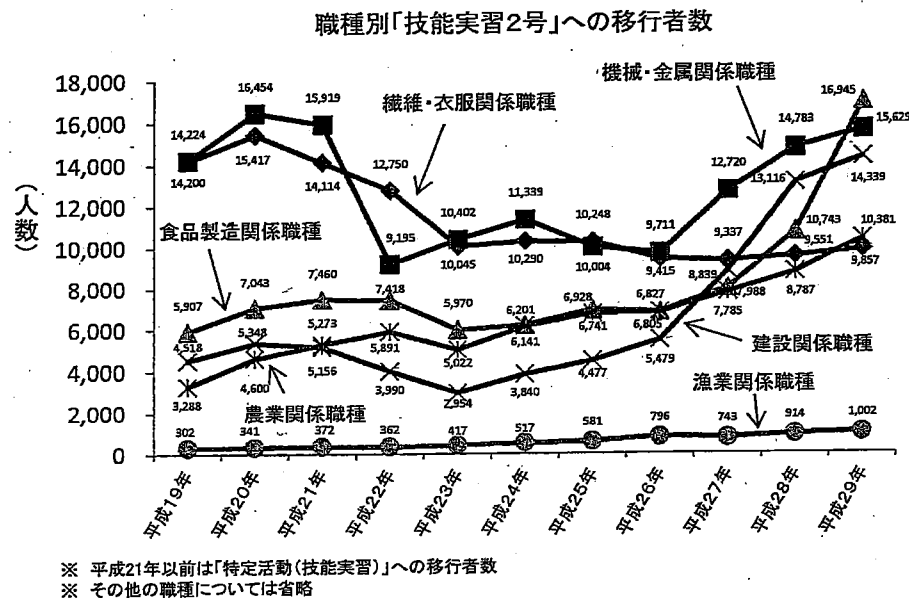


2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン

平成30年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)

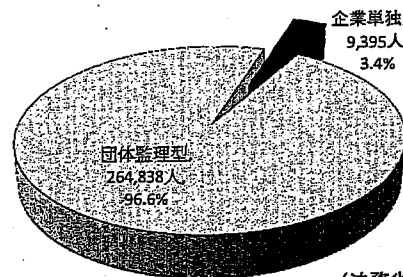


3 全体で80職種あり、「技能実習2号」への移行者が多い職種は、
①食品製造関係 ②機械・金属関係 ③建設関係

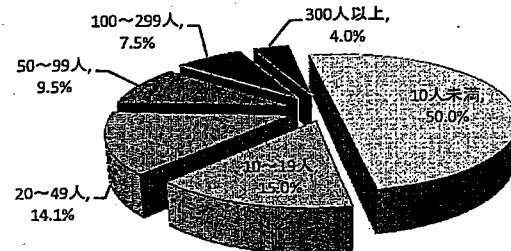


4 団体監理型の受入れが96.6%
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成29年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



平成29年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)



技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (令和元年5月28日時点 80職種144作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業●	果樹
	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
塗装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉△	築炉

4 食品製造関係 (11職種16作業)

職種名	作業名	
缶詰巻締●	缶詰巻締	
	食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
	加熱性水産加工	魚類製造
	食品製造業●	加熱乾製品製造
		調味加工品製造
		くん製品製造
塩蔵品製造		
非加熱性水産加工	乾製品製造	
	食品製造業●	発酵食品製造
		かまぼこ製品製造
水産練り製品製造	水産練り製品製造	
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造	
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業●	そう菜加工	
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造	

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
織布運転●△	巻糸工程
	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
染色	仕上工程
	糸浸染
ニット製品製造	織物・ニット浸染
	靴下製造
たて編ニット生地製造●	丸編みニット製造
	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タブテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ

6 機械・金属関係 (続吉)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
	機械検査
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (14職種26作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
強化プラスチック成形	ブロウ成形
	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
溶接●	噴霧塗装
	手溶接
工業包装	半自動溶接
	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
陶磁器工業製品製造●	段ボール箱製造
	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
自動車整備●	ハンド印刷
	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサブライ●△	リネンサブライ仕上げ

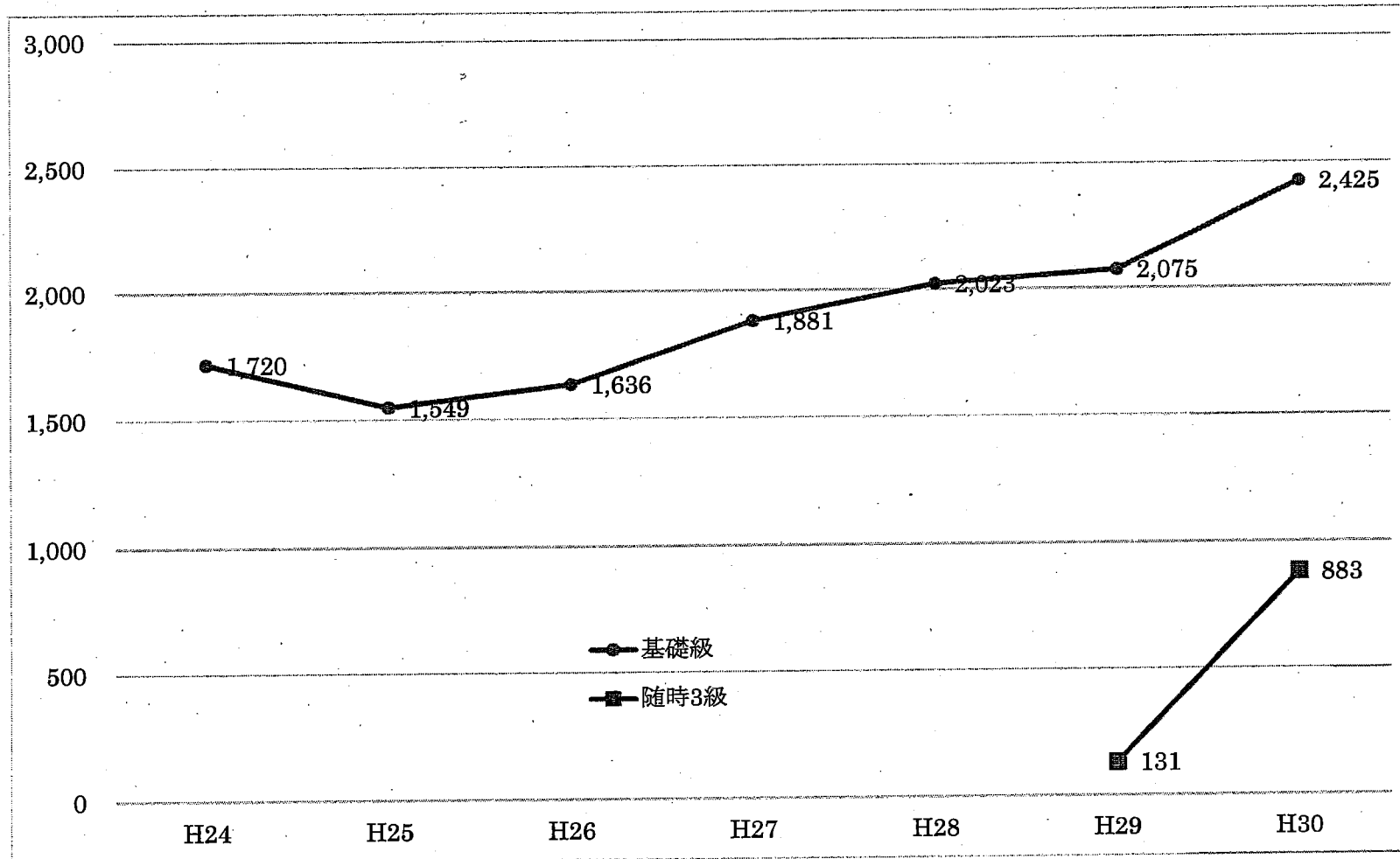
○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港グラウンドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

(注1) ●の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

(注2) △の職種・作業は2号まで実習可能。

外国人技能実習生の技能検定受検申請者数の推移



資料 1-4

シャープ(株) 亀山工場に勤務していた外国人離職者への支援について

1 離職者の状況

(1) 経緯

シャープ(株) 亀山工場の担当者から、昨年3月27日に「5月末までに約500人」、7月20日に「同月末までに約250人」の雇い止めを行う報告を受けた際、県として、契約更新を行わない労働者に対して丁寧な説明を行うとともに、再就職に向けたフォローアップを行うことを要請しました。

11月30日以降、雇い止めが3,000人に上るなどの新聞等の報道があり、それまでにシャープ(株)から得ていた情報と乖離があることが判明しました。

(2) 離職者数について

県としては、三重労働局と連携しながら、請負業務に係る労働者数の全体の推移が把握できるよう、シャープ(株)及び業務の発注先である(株)カメヤマテックに対して改めて事実確認を行ったところ、同社から12月18日に次のとおり報告を受けました。

- ・シャープ(株) 亀山工場にて請負業務に関わっていた人数が最も多かった
平成29年12月から平成30年12月までの離職者数…3,938人
うち外国人…2,097人
うち日本人…1,841人

2 これまでの県の対応

離職者の状況を踏まえ、県として次のとおり対応することとしました。

(1) 対策チームの設置

シャープ(株) 亀山工場に勤務していた外国人離職者の就職・生活支援に向け、情報共有と支援策の検討を行うため、昨年12月3日に、雇用対策課、企業誘致推進課、ダイバーシティ社会推進課の3課による対策チームを設置し、さらに、同月17日に地域福祉課、住宅政策課、教育総務課、高校教育課及び小中学校教育課をチームに加え、生活支援について幅広い視点から検討を行いました。

(2) 国・県連絡会議の設置及び具体的支援策の実施

シャープ(株) 亀山工場の離職者への対応を含め、今後の地域における外国人労働者の雇用等に関する諸課題の解決を図るためには、国との連携が不可欠であることから、三重労働局と県の担当課が構成メンバーとなる「三重県における外国人労働者雇用等に関する国・県連絡会議」を1月9日に設置しました。

同日開催した第1回会議において、シャープ(株) 亀山工場に勤務していた外国人の方で現在求職中の方を対象に、就職・生活支援の取組を実施していくこととし、同日以降、関係機関が連携して取組を行いました。

<就職・生活支援の取組状況>

①経済団体への働きかけ

1月23日、三重県経営者協会、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会及び三重県中小企業団体中央会に対し、労働局長及び知事名により、外国人労働者の適切な雇用管理等に関する要請を実施しました。

②合同出張相談会の開催

今回の事案に対応するための臨時的措置として、国、県、市等の関係機関が連携して合同出張相談会を開催し、職業相談や生活相談（生活困窮、住宅、就学支援等）において必要な助言や制度の説明を行うとともに、求める行政サービスに応じた適切な支援機関を案内しました。

【開催結果の概要】

○開催日及び場所

- ・ 2月4日 鈴鹿市役所（12階1204会議室）
- ・ 2月5日 亀山市役所（3階大会議室）

○相談体制

- ・ 鈴鹿市役所会場：38人《三重労働局、県、市》（うち通訳10人）
 - ・ 亀山市役所会場：33人《三重労働局、県、市》（うち通訳8人）
- ※通訳は、ポルトガル語、スペイン語に対応

○開催結果

- ・ 来場者数：27人（内訳：対象者19人（重複受付2人）、対象外6人）

<会場別内訳>

- ・ 鈴鹿市役所会場：19人（内訳：対象者14人、対象外5人）
- ・ 亀山市役所会場：8人（内訳：対象者5人（重複受付2人）、対象外1人）

※対象者：シャープ(株)亀山工場に勤務していた有期雇用の外国人労働者で、平成30年1月から平成30年12月までの間に離職し、現在三重県内において求職中の方

<対象者の状況>

・ 住所別人数

鈴鹿市：12人、亀山市：1人、津市：5人、県外：1人

・ 国籍別人数

ブラジル：9人、ペルー：9人、ボリビア：1人

・ 年齢別人数

40歳未満：4人、40歳～60歳未満：3人、60歳以上：12人

<相談状況>

・ 相談の内容別件数（延べ件数）

職業相談：18件（主に早期の就職を求める相談）

住宅相談：4件（主に県営・市営住宅の入居に関する相談）

税、国民健康保険の支払い等に関する相談：18件

（税や国民健康保険の支払い、子どもの就学に関する相談など）

③県国際交流財団への臨時相談窓口の設置

支援機関を案内し具体的支援につなげることを目的に、2月8日～14日の7日間連続で、三重県国際交流財団の相談窓口ポルトガル語、スペイン語通訳を専任で配置し、相談会を開催しました。

合同出張相談会の案内に併せ、広く周知を行いました。相談者はいませんでした。

④Mie Info（三重県情報提供ホームページ）の充実

現在、スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・中国語・英語・日本語で提

供している、就学支援制度や県営住宅の定期募集に係る情報に加えて、新たに生活相談窓口や生活困窮者支援制度に関する情報を1月23日に掲載しました。

⑤県営住宅の目的外使用による一時的住居の確保支援

シャープ(株)亀山工場に勤務していた有期雇用の外国人労働者で、平成30年1月から12月までに離職し、現在、県内において求職中の方を対象として、4月20日以降最長1年間に限り、県営住宅11戸(津市及び鈴鹿市内)を提供することとしました。

令和元年5月31日

「外国人労働者問題啓発月間（6月）」にあわせた国・県協働の取組について

4月に改正入管法が施行され、新たな在留資格『特定技能』による受入れが開始されたことから、国・県の連携による取組を強化する契機とするため、本年度からは三重労働局と三重県が協働して啓発月間にあわせた取組を行います。

<連携事業（案）>

（1）経済団体への協力要請【実施時期：6月上中旬】

- ・労働局職業対策課長及び県雇用対策課長が経済団体を訪問し、団体の会員企業への周知等を協力要請する。
- ・要請先は「三重県経営者協会」「三重県商工会議所連合会」「三重県商工会連合会」「三重県中小企業団体中央会」。
- ・要請内容は次のとおり。
 - ①「外国人労働者問題啓発月間」の会員企業への周知・啓発
 - ②適切な雇用管理と、入管法改正に伴う政省令の遵守

（2）国・県合同の企業訪問【実施時期：（1）の経済団体への協力要請以降】

- ・外国人の雇用が多い企業等のうち、介護・製造など労働力不足が顕著な分野を中心に、労働局と県の担当職員が訪問。
- ・企業に対し、法令遵守に向けた指導・助言及び適切な雇用管理への協力依頼を行う。また、外国人雇用に関する課題やニーズ等の聞き取りを行い、今後の施策の参考とする。

（3）事業主向けセミナーの共同開催【実施時期：8月上旬】

- ・適切な雇用管理や労働条件の確保などをテーマとする、事業主向けセミナーを開催。
 - ・開催日時 令和元年8月上旬
 - ・開催地域 中勢地域
 - ・内容案
 - ①外国人材受入れ制度の運用の現状について（名古屋出入国在留管理局）
 - ②外国人材の活用について（労働局委嘱の外国人雇用管理アドバイザー）
 - ③遵守すべき労働条件等について（労働局労働基準部）
 - ④三重県における取組について
- ※講師については、選定中または依頼中